

佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領	佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領
<p>1 略</p> <p>2 適用の対象 建設関連業務委託最低制限価格制度は、競争入札により建設関連業務の委託契約を締結しようとする場合について適用する。 ただし、<u>総合評価落札方式（自己採点型除く）により競争入札を行う建設関連業務及び佐賀県建設関連業務委託低入札価格調査制度事務処理試行要領の規定に基づき低入札調査基準価格を設定する建設関連業務には適用しない。</u></p> <p>3～5 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 適用の対象 建設関連業務委託最低制限価格制度は、競争入札により建設関連業務の委託契約を締結しようとする場合について適用する。 ただし、<u>佐賀県建設関連業務委託低入札価格調査制度事務処理試行要領の規定に基づき低入札調査基準価格を設定する建設関連業務には適用しない。</u></p> <p>3～5 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この要領は令和2年4月1日から施行し、施行日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。</u></p>